

子育て世帯応援臨時給付金（児童扶養手当受給者分）の支給対象拡充について

1 趣旨

市単独事業として5月臨時会にて予算措置した「子育て世帯応援臨時給付金」の支給対象について、児童扶養手当受給者のほか、公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない者も当該給付金の支給対象とするもの。

2 事業概要

	公的年金等受給世帯への給付
支給対象者	公的年金等の受給により、児童扶養手当の支給を受けていない者 ※給与等が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。 【支給見込み者：56人（対象児童：80人）】 ※児童扶養手当受給者については、5月28日に支給済み
給付額	対象児童1人当たり5万円 ※児童扶養手当受給者と同額
支給方法	申請を要する。 ※児童扶養手当受給者と異なり、振込口座等の情報は市で把握していないため。
支給時期	可能な限り速やかに支給

3 補正予算額

事業費（給付金支給額） 4,000,000円

4 今後の予定

公的年金等の受給者に対して、チラシで個別案内するとともに、市ホームページ、広報いみず、窓口等で本制度についての周知を図る。